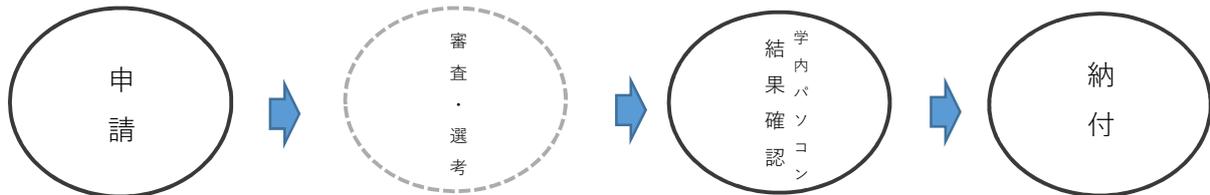


熊本大学 令和3年度 10月入学 一般枠

入学料免除・徴収猶予申請 後期授業料免除申請のしおり

(日本人学生用)

= 本冊子裏表紙に【申請に当たっての注意点】が記載されていますので、申請前に必ずお読みください。=
《入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請から後期分決定までの流れ》



入学料	9月16日～24日	→	10月初旬～10月中旬	→	10月下旬 (予定)	→	11月初旬～中旬 (予定)
授業料	9月16日～24日	→	10月初旬～11月中旬	→	11月下旬 (予定)	→	12月13日

申請者は、免除の許可又は不許可の決定があるまで入学料及び授業料の納入が猶予されますので、その間入学料及び授業料は納入しないでください。

※入学料徴収猶予申請において不許可となった場合は、結果発表後2週間以内に納入していただくことになります。

免除結果は、学生本人が学内パソコンから「熊本大学学務情報システム (SOSEKI)」上で確認します。不許可又は半額免除の決定があった者の入学料・授業料の納付については、1ページを参照してください。

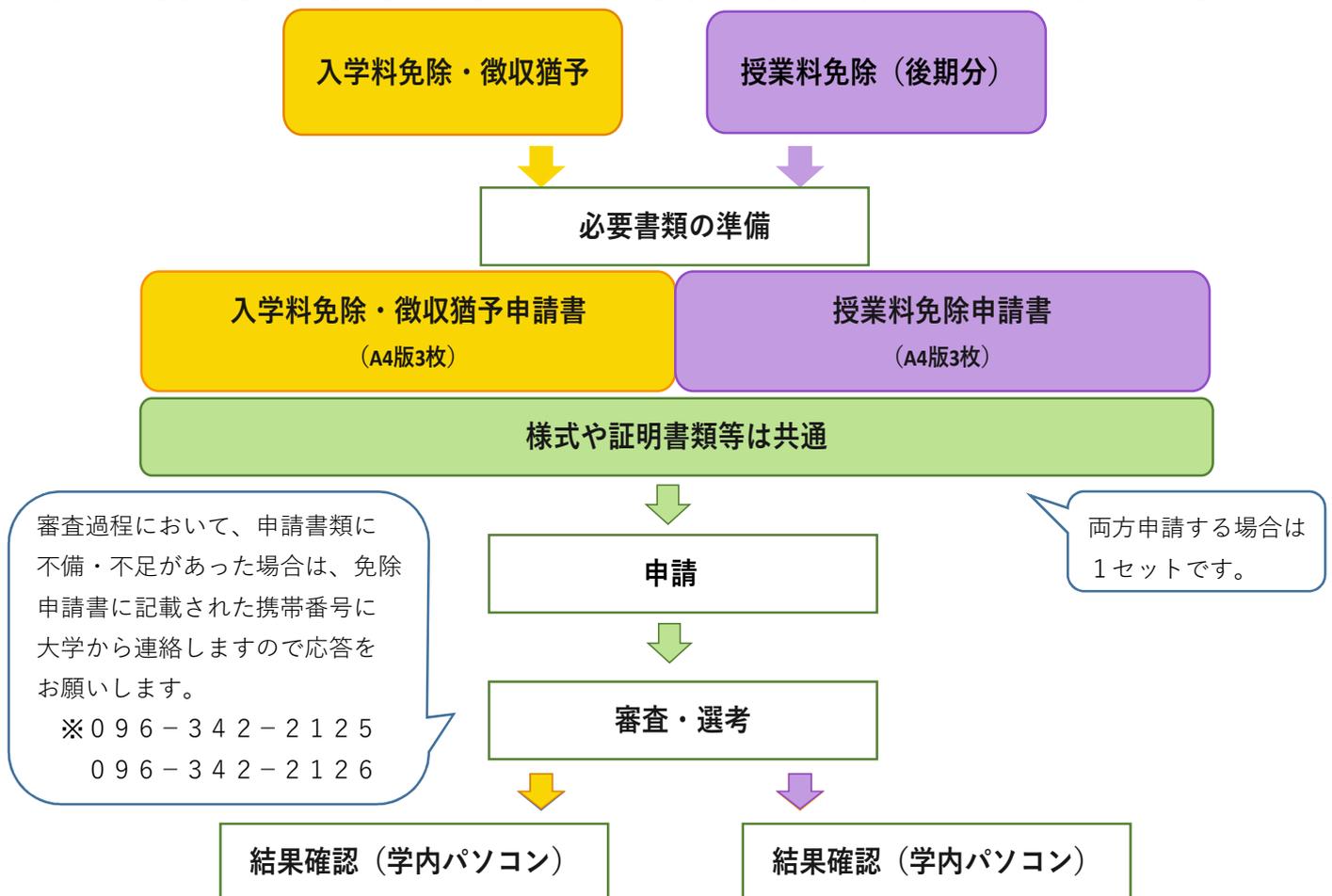
= 希望者は申請のしおりを熟読の上、申請書類を揃えて申請受付期間内に郵送してください。 =

- 申請受付期間を過ぎての申請は、一切受け付けません。
- 入学料免除・徴収猶予と授業料免除の両方を申請する場合は、様式や証明書類等の提出は1セットです。
- 徴収猶予とは、入学料の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。

◆申請方法	「レターパックライト」で郵送
◆受付期間	令和3年9月16日(木)～9月24日(金) 必着
◆郵送先	〒860-8555 熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40-1 熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

※ 提出書類は、「レターパックライト」(追跡確認ができるため)を使用し、品名欄に「受験番号」、「教育部等名」及び「入学料免除等在中」と記載して郵送してください。

《入学料免除・徴収猶予及び授業料免除（後期分）申請の流れ》



免除結果については、学生自身が学内のパソコンから確認するようになっており、保護者の方への通知や郵送は行っておりません。

●免除の判定結果の確認方法（授業料免除・入学料免除共通）

- ① <http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスして学内パソコンから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く。
- ② 「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「授業料免除」「入学料免除」「入学料徴収猶予」の欄で結果確認

- ・入学料免除・徴収猶予と授業料免除の申請に必要な様式や証明書類等は、共通で審査します。
- ・様式については、熊本大学公式ウェブサイトに掲載しているものをご使用ください。
(https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakuseikatsu/nyugaku_zyugyou/nyugakuryo_menjo)
- ・令和2年10月1日～令和3年9月30日の間に臨時所得（退職金、保険金、資産譲渡等）がある場合は、金額や受取日が分かるものを提出してください。ただし、この期間に退職した場合は、退職金の有無に関わらず退職及び退職金支給証明書（様式6）の提出が必要です。
詳細は、本紙3ページの★の欄を確認してください。

●災害救助法適用地域で被災した世帯の学生で家計急変となった方について

災害救助法の適用となった災害で被災し、修学が困難になった方の経済支援について詳細と手続き方法は、経済支援担当までお尋ねください。（096-342-2125,2126）

※災害発生後1年以内に納付する入学料・授業料を対象とします。

※対象となる場合、一般枠と併せて罹災証明書等の提出が必要になります。

必要書類の詳細は、経済支援担当までお尋ねください。

1. 入学金免除・徴収猶予について

(1) 入学金免除について

次の条件のいずれかに該当する場合に、本人の申請に基づき選考の上、入学金の全額又は半額が免除される制度です。

- 1) 経済的理由により入学金の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者
- 2) 令和2年10月1日以降に学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡又は出願者本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学金の納入が著しく困難であると認められる者

(2) 入学金徴収猶予について **※この制度は、入学金の納入を一定期間猶予するものであり、免除ではありません。**

上記1) 経済的理由、2) 学資負担者の死亡等によって入学金の納入が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる場合に、本人の申請に基づき選考の上、入学金の納入が猶予される制度です。

2. 授業料免除について

次の条件のいずれかに該当する場合に、本人の申請に基づき選考の上、授業料の全額又は半額が免除される制度です。

- 1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- 2) 授業料免除申請前入学前1年以内又は納入期限内（令和3年10月27日）において、学資負担者が死亡又は出願者本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が著しく困難であると認められる者

※「授業料免除申請前1年以内」とは、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間です。

※注意※

上記に該当していても、出願しようとする学期分の入学金・授業料を納入済の者は、入学金免除・徴収猶予、授業料免除申請の対象となりませんので注意してください。

3. 選考方法について

- (1) 入学金免除・徴収猶予、授業料免除は、申請者のうち学力基準と家計基準の両方を満たした者について、毎回、本学の予算の範囲内で、家計困窮度の高い者から順に選考を行います。

「家計困窮度の高い者」が多くなった場合や当該年度の予算額等の違いにより、免除結果が前回と異なる場合があります。また、家計困窮度が高いと判断された場合であっても、学力基準を満たしていなければ免除になりません。

- (2) 学力基準は、次の通りです。**※当該年度の前期・後期は、同じ成績で判定されます。**

- ・大学院修士・博士前期課程1年次：本人が在籍する研究科等における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者
- ・大学院博士・博士後期課程：学業成績等が本人の属する研究科等が求める一定基準以上の者

※家計基準については、収入限度額の目安（半額免除の場合）を2ページに記載しています。**世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられますので、申請前に必ず確認してください。**

また、上記(1)にあるように、当該年度の予算の範囲内で選考を行いますので、収入限度額の基準内にあっても、毎回必ずしも免除になるとは限りません。あくまでも目安として参考にしてください。

4. 注意事項

- (1) 入学金徴収猶予が許可された場合の納入期限は、令和4年1月31日（月）までですが、不許可となった場合は、結果発表後**2週間以内に納入**していただくことになります。納入まで期間が短いので、免除を申請する者は、徴収猶予を併願されることをお勧めします。納入が必要になった場合は、「振込用紙」が本人宛に届きますので、そちらの案内に従って納入してください。
- (2) 授業料免除結果が、“不許可となった者”及び“半額免除となり半額を納入する必要がある者”については、授業料を12月13日（月）に「授業料の銀行預金口座自動引落とし」により納入することになります。免除決定から引落としまでの期間が短くなっておりますので、ご注意願います。
- (3) 入学金免除・徴収猶予、授業料免除申請に関して、記載すべきことが記入されていないもの、判読困難なものなど申請書に不備がある場合、又は必要な証明書が提出されていない場合は、選考から除外されます。
- (4) 記載内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、免除（徴収猶予）決定後でもその許可を取消すことがあります。
- (5) 本学が定めた期限までに入学金・授業料の納入を怠った場合、学則に基づき**除籍**となります。

入学料免除及び授業料免除申請に係る収入限度額の目安（半額免除の場合）

入学料免除及び授業料免除申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超過している者（不適格者）が多く見受けられます。申請にあたっては、概ね下表を目安としてください。

なお、この目安額は以下の条件で算定していますので、所得の種類、世帯の構成、通学形態や家庭の特別の事情（母子・父子世帯、身体等に障害のある者、長期療養を必要とする者、家計支持者が単身赴任している者）等の有無によって異なってきますので、ご留意願います。

条件：収入・所得限度額 文部科学省が定めた平成15年度「半額免除」の収入基準額を適用

本人＝自宅通学、奨学金受給無し、アルバイト収入無し

父＝家計支持者 母＝専業主婦

世帯の家族構成 1名：留学生若しくは独立生計者として認定された者

3名：本人と両親

4名：本人、両親及び公立高校生（自宅通学）

5名：本人、両親、公立高校生及び公立中学生（自宅通学）

1 給与所得の場合（単位：千円）

この表の金額は、源泉徴収票の支払金額で給与所得控除前の収入金額を指します。また、年金等の金額を含むものとします。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	3,880	4,900
	3名	6,050	7,530
	4名	6,780	8,210
	5名	7,230	8,780
自宅外通学	1名	4,515	5,540
	3名	6,640	7,970
	4名	7,220	8,650
	5名	7,670	9,220

2 給与所得以外の場合（商業、工業、林業、水産業及び農業所得等）（単位：千円）

確定申告の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた税込み営業利益等の所得金額を指します。

区分	世帯人員	大学院生（修士）	大学院生（博士）
自宅通学	1名	2,100	2,820
	3名	3,620	4,950
	4名	4,200	5,630
	5名	4,650	6,200
自宅外通学	1名	2,540	3,260
	3名	4,060	5,390
	4名	4,640	6,070
	5名	5,090	6,640

<注意事項>

免除の選考は、申請資格を有する者（**学業優秀と認められ、経済的に入学料・授業料の納入が困難な者**）に対して行われます。

学業成績基準は次のとおりです。

- ・大学院修士・博士前期課程1年次：本人が在籍する研究科等における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者
- ・大学院修士・博士前期課程2年次：前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科等の定める一定基準以上の者
- ・大学院博士・博士後期課程：学業成績等が本人の属する研究科等が求める一定基準以上の者
ただし、条件を満たした場合であっても、予算の範囲以内で入学料・授業料免除が行われるため、必ずしも免除されるとは限りません。

5. 提出書類 ※マイナンバーの記載のある書類は提出しないでください。

(1) 申請者全員が提出する書類 (必須)

提出書類	留意事項
入学料免除・徴収猶予申請書 (A4版3枚)	令和3年10月1日現在にて記入してください。(様式1-1)
授業料免除申請書 (A4版3枚)	令和3年10月1日現在にて記入してください。(様式1-2)
アルバイト収入状況申立書	該当がなくても「なし」で提出してください。(様式2)
奨学金受給状況申告書	受給していなくても「なし」で提出してください。(様式3)
市区町村発行の 最新の所得(課税)に関する証明書(原本)	<p>幼児、就学者を除く同一生計家族全員分の個人証明(1人1枚)が必要です。世帯分(家族で1枚)ではありませんのでご注意ください。専業主婦等や18歳以上で収入がない方(予備校生を含む)の分もすべて必要です。</p> <p>※大学院生は本人分も提出してください。</p> <p>申請者の兄弟姉妹が学生(就学者)の場合は必要ありません。</p>
<p>※ <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 所得 <input type="checkbox"/> 課税額 これらの必要項目が全て記載されているもの。証明書の名称は地方自治体により異なります。申請時現在の最新版は、令和2年分(令和2年1月～令和2年12月)の証明です。</p>	

(2) 該当者が提出する書類 ※必要書類は下表の本人チェック欄を活用してください。

※(1)の申請者全員が提出する書類(必須)だけでは審査ができません。本人と同一生計家族で下表の対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書等を提出してください。

(源泉徴収票(写)や確定申告書(写)を提出する場合も、市区町村発行の所得(課税)証明書は全員必要です。)

※同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

所得等に関する証明書類

※(写)以外は原本の提出が必要です。

対象者	本人チェック	証明書等	発行機関等
給与と所得者 (パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要) ※右の①～④について該当するものを提出		①令和元年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合 源泉徴収票(令和2年分)(写) ※複数の勤務先がある場合は、すべてを提出	勤務先
		②令和2年10月以降に就職した場合 給与支給(見込)証明書(様式5)	勤務先(様式5)
		③令和2年10月以降に転職した場合 給与支給(見込)証明書(様式5)、退職及び退職金支給証明書(様式6)、就労に関する申立書(様式8の2)	前勤務先(様式6)
		④令和2年10月以降に退職した場合 退職及び退職金支給証明書(様式6) 就労に関する申立書(様式8の2)	所得者本人(様式8の2)
給与と所得以外の所得がある者 (自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者)		令和2年分確定申告書の第一表・第二表・第三表(税務署に提出した申告書控)(写) ※確定申告で分離課税分がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、令和3年度市(町)県民税申告書等の令和2年分の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの	所得者本人
		令和2年の中途以降に新たに事業を始めた場合 最近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かるもの(事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、押印、コピー不可)(様式8の2)	事業主本人
年金(恩給)受給者 ※公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等		※(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・最新の年金額改定通知書(写) ・年金振込(支払)通知書(ハガキ)(写) ・年金の源泉徴収票(写)	日本年金機構、共済組合、保険会社など
★ 入学前1年以内(R2.10.1～R3.9.30)に臨時所得(退職金、保険金など)がある場合		退職金源泉徴収票(写)、保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの(退職金がある場合は、退職及び退職金支給証明書(様式6))	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)(写)	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書(休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当金通知書(写)など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写)など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証など支給額が分かるもの(写)	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書など扶助料(最近3ヶ月分)が分かるもの(写) ※生活保護を受けている方は申立書の記入をしていただきますので、申請前にお申し出ください。	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの(写)	所轄官庁
就労可能で無職無収入(専業主婦を除く。)の者がいる場合 (18歳以上の者で予備校生を含む。)		申立書(様式8)	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合(本人及び配偶者)		採用決定通知書(写)、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書（様式9）	申請者本人
就学者がいる場合（本人及び小・中学生を除く。）		在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7） ※必ず本学の（様式7）を使用してください。	就学者の在学学校
障害者、要介護者（要介護認定1～5）、原爆被爆者（原爆被爆者は障害がある場合のみ）がいる場合		障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（一・二面）（写）、被爆者健康管理手帳（写）など	所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯		長期療養証明書（様式11） ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
入学前1年以内に火災・風水害にあった世帯		被（罹）災証明書、被災額証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など 確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯（勤務先の命令によるものに限る。）		単身赴任証明書（様式12）及び主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書（様式13） ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
入学前1年以内に学資負担者が死亡した場合		死亡が確認できる書類 （退職金・保険金・遺族年金等の支払（見込）金額が分かる書類も併せて提出すること。） ※Q&A参照	保管中のもの 勤務先、関係機関

独立生計者に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者（次の全ての認定要件に該当すること。） 【認定要件】 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養家族でない者 2. 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者 3. 本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得証明書等が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下に例示する書類を提出し、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。	
		・ 本人または配偶者が筆頭の健康保険被保険者証（写） （国民健康保険の場合は、本人または配偶者が世帯主）（要件1）	本人所持のもの
		・ 住民票、運転免許証などの本人（または配偶者）及び父母に関する確認書類（写） （要件2）	市区町村、本人所持のもの
		・ 本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）の最新の所得（課税）証明書（原本）及び、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）など収入が確認できるもの（要件3）	市区町村、勤務先など

* 上記以外にも大学側が必要と認める場合、別途書類を請求することがあります。

* 所得（課税）証明書等の原本を提出する書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

* A4サイズより小さいサイズの証明書類等は、指定された貼付台紙に貼付の上、提出してください。

* 様式については、「授業料免除申請のしおり」に掲載されているものをご使用ください。

● 源泉徴収票等・・・様式4 ● 年金に関するもの・・・様式14

《注意事項》

① 給与と所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管の上、免除申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。

源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、再発行を求める場合があります。

② 年金受給者がいる場合は、様式14に受給者ごと（1人1枚）に証明書類を貼付し、必要事項を記入の上、提出してください。

6. 個人情報の取り扱いについて

入学料免除・徴収猶予申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

7. 入学金免除・徴収猶予及び授業料免除に関するQ&A

	質問	回答	
申請手続	① 入学金徴収猶予と同時に、入学金免除と授業料免除も申請したいのですが、どうしたらいいですか。	令和3年度の修学支援新制度に申込みをする必要があります。入学後に修学支援新制度の「在学採用」がありますので、掲示等見落とさないようにしてください。 (特別支援教育特別専攻科、養護教諭特別科生、大学院生を除く。)	
	② 授業料免除申請方法について教えてください。	【学部1～2年生、令和2年度以降の編入学生、別科生、専攻科生】 災害枠(全壊・大規模半壊、半壊・床上浸水等、学資負担者死亡等)と、学資負担者死亡又は風水害等の被害があった方のみ、熊本大学へ授業料免除申請を行うことが可能です。前期申請時点(4月1日)から、後期申請時点(10月1日)の間で、世帯構成員の増減等があった場合など、変更内容に応じた書類を提出してください。 【学部3年生～6年生、大学院生(令和3年10月入学の方は除く)】 令和3年度から通年申請(前期・後期一括申請)が開始され、また、授業料免除申請システムによる入力が必要になります。詳細については、本学HPでお知らせする予定ですので、そちらをご確認ください。	
	③ 前期に提出した書類を後期も提出しなければいけませんか。	通年申請に伴い、前期申請時と申請内容等に変更が生じた場合は、変更内容に応じた書類を提出する必要があります。詳細については本学HPで確認してください。なお、 提出された書類は返却できませんので、必要なものは必ずコピーをとっておいてください。	
提出書類	④ 源泉徴収票は、コピーでいいですか。	コピーを提出してください。	
	⑤ 確定申告書(写)が、提出期日までに間に合いませんが、どうしたらいいですか。	申請書提出日には、確定申告書(写)を除く必要書類を提出してください。 確定申告書(写)は、申告・税務署で受付印受領後、速やかに提出願います。	
	⑥ 高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する在学証明書でもよいですか。	だめです。 各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況が確認できないため、証明書として受領できません。必ず、本学所定の(様式7)をご使用ください。	
	⑦ 弟が3月に高校を卒業し、4月から大学に進学予定ですが、「在学状況及び授業料免除状況証明書」はどちらの学校の分を提出すればよいですか。	4月1日以降の状況についての証明が必要です。4月から新しい学校へ進学予定の場合は、入学後、進学先の学校で証明を受けたものを、進学予定者の提出期限までに提出してください。 この場合、申請時には、申請書(3/3ページ)の就学者の欄に進学予定者の氏名や学校名を鉛筆で記入しておいてください。	
	⑧ 親は会社員ですが、所得(課税)証明書と源泉徴収票(写)のどちらも必要ですか。	どちらも必要です。 所得(課税)証明書で所得の種類(給与収入・営業所得・農業所得等)や、その他の所得(不動産や雑所得等)を確認し、それぞれの所得について給与収入であれば源泉徴収票で、営業・農業所得や不動産等であれば所得税の確定申告書(写)、あるいは市(町)県民税申告書(写)で収入又は所得の金額を確認します。	
	⑨ 母は専業主婦で収入がありません。収入がない人でも所得(課税)証明書は必要ですか。	必要です。 収入が無かったことを証明するために、無職であっても所得(課税)証明書を提出してください。	
	⑩ 祖父母は年金受給者ですが、所得(課税)証明書は必要ですか。	必要です。 収入が年金のみの場合は、所得(課税)証明書と年金受給状況申告書(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付が新しいものを貼付の上、年金の種類別の年額を全て記入して提出してください。 [年金額改定通知書(写)、年金振込通知書(写)、年金の源泉徴収票(写)]	
	⑪ 家族に無職の者がいますが、所得(課税)証明書は必要ですか。	必要です。 所得(課税)証明書と就労可能で18歳以上で就労可能な無職・無収入の人がいる場合は、無職であることの「申立書」(様式8)も提出してください。	
	⑫ 兄が3月に大学を卒業し、4月から就職しますが、何を提出すればよいですか。	4月の入社以降に、給与支給(見込)証明書(様式5)を提出してください。 なお、実家から離れて別生計になる場合は、何も提出する必要はありませんし、申請書の家族欄に記入する必要もありません。	
	⑬ 父(学資負担者)が3月に退職しましたが、提出書類は何が必要ですか。	次の書類が必要です。※3～6は該当する全てについて提出してください。就労に関する申立書(様式8の2)はいずれの場合も併せて提出が必要です。 1. 所得(課税)証明書 2. 退職及び退職金支給証明書(様式6) 3. 失業手当を受給する場合: 雇用保険受給資格者証(写) 4. 転職した場合: 給与支給(見込)証明書(様式5)(新しい職場で証明を受けてください。) 5. 無職となり失業手当を受給しない場合: 無職であることの申立書(様式8) 6. 年金を受給する場合: 年金決定通知書(写)	
	⑭ 父(学資負担者)が、1月に亡くなりました。どのような書類を提出すればよいですか。	1. 死亡が確認できる書類(死亡診断書(写)、戸籍抄本等) 2. 保険金があれば金額・支払年月日が分かるもの(保険金支払計算書(写)等) 3. 退職金があれば、金額・支払年月日が分かるもの(様式6等) 4. 遺族年金があれば、その金額が分かるもの(年金振込通知書(写)等) 5. 保険金・退職金・遺族年金がなければ、その旨を記入した申立書(様式8)	
	その他	⑮ 授業料の口座自動引落としをしていますが、免除申請中の引落としはどうなりますか。	免除の許可又は不許可の決定があるまでは、申請中の学生の口座自動引落としは行いません。決定後、引き落としことになります。
		⑯ 学業成績の基準について教えてください。	・学部1年次: 出身高校長から提出された調査書の評定平均値3.5以上又は入学試験の成績が上位1/2以内の者 ・学部2年次以上: 前年度までにおいて、本人の所属する学部等で定められた標準修得単位数を修得している者で学業成績の指数(GPA)が2.0以上、かつ、学業成績が上位1/2以内の者 ※修学支援新制度については、日本学生支援機構の定める学力基準に準拠します。 ・大学院(修士課程・博士前期課程)1年次: 本人が在籍する研究科等における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者 ・大学院(修士課程・博士前期課程)2年次以上: 前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科等が定める一定基準以上のもの ・大学院博士課程・博士後期課程: 学業成績等が本人の属する研究科等が求める一定基準以上の者 ・専攻科又は別科: 入学試験の成績が上位2/5以内の者
⑰ 両親からの仕送りは一切なく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。		両親からの仕送りがなければ、独立生計者にはなりません。 次の1～3の全てに該当することが、独立生計者の条件です。 1. 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養でないこと。 2. 本人(及び配偶者)の父母等と別居していること。 3. 本人(配偶者がいるときは配偶者を含む。)に収入があり、その収入について申告がなされ、所得(課税)証明書が発行されること。	

【申請に当たっての注意点】

- 申請は、必ず申請者本人が行ってください。（代理人による申請は不可）
- このしおりを熟読の上、提出書類は不備・不足のないよう早めに準備してください。不備・不足がある場合は、事実確認ができないため選考から除外されることがあります。
- 申請後、記載事項に変更があった場合は、速やかに経済支援担当まで届け出てください。本人の休学や退学、家族の就職や離職、死亡、兄弟姉妹の退学等が対象です。
- 記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがあります。
- 平成28年1月からマイナンバー制度の運用が開始されましたが、大学ではマイナンバーを受領できないため、免除申請に添付する各種証明書等は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。なお、マイナンバーが記載された各種証明書等の交付を受けた場合は、当該マイナンバー部分を油性のマジック等で塗りつぶした上で提出してください。

学生及び保護者のみなさまへお願い

入学金免除・徴収猶予申請、授業料免除申請は、学生本人の申請となっており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。また、免除結果も学生自身が学内のパソコンから確認するようになっており、保護者の方への結果通知や郵送は行っていません。学生の自立性を促すため、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】〒860-8555

熊本市中央区黒髪2丁目40-1

熊本大学学生支援部経済支援担当

窓口開室時間：平日 8:30～18:15

電話：096-342-2125、2126

メール：gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp